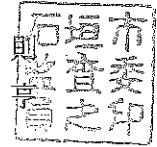




石監第 54 号
平成25年8月26日

石垣市長 中山 義隆 様

石垣市監査委員 池 間 義
石垣市監査委員 石 垣



平成24年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第1項の資金不足比率の規定に基づき審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

健全化判断比率の審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

平成25年8月15日から平成25年8月26日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、下表のとおり関係法令等に準拠して適性に作成されており、いずれも適正であると認められた。

4 審査の概要

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方税、地方交付税等の一般財源を支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、土地区画整理事業特別会計、港湾事業特別会計）の歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものである。一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表す。

（単位：千円・％）

| | 実質赤字額 (A) | 標準財政規模 (B) | 赤字比率 (A/B)*100 | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|--------|--------------|---------------|-------------------|-------------|------------|
| 平成24年度 | △ 591,631 | 12,878,572 | △ 4.59 | 12.96 | 20.00 |
| 平成23年度 | △ 477,979 | 12,690,779 | △ 3.76 | 12.98 | 20.00 |
| 増 減 | △ 113,652 | 187,793 | △ 0.83 | - | - |

※「実質赤字額」及び「赤字比率」は、実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計、特別会計及び水道事業会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体を一法人として捉え、歳出に対する歳入の資金不足を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。市全会計の赤字の程度を指標化し、その運営の深刻度を表す。

（単位：千円・％）

| | 連結実質赤字額 (A) | 標準財政規模 (B) | 赤字比率 (A/B)*100 | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|--------|----------------|---------------|-------------------|-------------|------------|
| 平成24年度 | △ 1,300,654 | 12,878,572 | △ 10.09 | 17.96 | 30.00 |
| 平成23年度 | △ 1,177,977 | 12,690,779 | △ 9.28 | 17.98 | 30.00 |
| 増 減 | △ 122,677 | 187,793 | △ 0.81 | - | - |

※「連結実質赤字額」及び「赤字比率」は、連結実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

(3) 実質公債費比率

実質公債比率は、一般会計等の公債費をはじめ、公営企業会計等で支払った元利償還金に充てた繰入金、一部事務組合等が支払った元利償還金に対する負担金、公債費に準ずる経費及び一時借入金を含むすべての元利償還金の一般財源等の額を、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基にした額で割り出した3か年平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重くなり、資金繰りの危険度を表します。

(単位：千円・%)

| | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成21年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公債費充当一般財源 | 2,313,697 | 2,361,084 | 2,343,675 | 2,607,160 |
| 公営企業債に充てた繰入金 | 316,392 | 308,589 | 236,796 | 295,283 |
| 債務負担行為に係るもの | 30,900 | 30,900 | 30,900 | 94,557 |
| 一時借入金の利子 | 25 | 876 | 1,685 | 9,682 |
| 計 (A) | 2,661,014 | 2,701,449 | 2,613,056 | 3,006,682 |

| | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 災害復旧等の基準財政需要額 (B) | 986,239 | 931,803 | 876,053 | 853,330 |
| 基準財政需要額に算入された公債費等の額 (C) | 474,586 | 519,628 | 542,137 | 573,765 |

| | | | | |
|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 標準税収入+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額 (D) | 12,878,572 | 12,690,779 | 12,544,998 | 12,201,673 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|

| | | | | |
|------------------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 比率(単年度) {(A-B-C)/(D-B-C)} * 100 | 10.51161 | 11.12180 | 10.73862 | 14.66031 |
|------------------------------------|----------|----------|----------|----------|

| 実質公債費比率 (3か年平均) | 平成24年度 (H22~H24) | 平成23年度 (H21~H23) | 増減 |
|--------------------|---------------------|---------------------|----|
| | 10.7 | 12.1 | |

| | |
|---------|------|
| 早期健全化基準 | 25.0 |
| 財政再建基準 | 35.0 |

- 「公債費充当一般財源」は、一般会計等の公債費から繰上償還額及び償還の財源に充当した特定財源を除いたものである。
- 「公営企業債に充てた繰入金」は、次の会計の地方債の償還の充てたと認められる一般会計からの繰入金である。
 - ・公共下水道事業特別会計
 - ・農業集落排水事業特別会計
 - ・港湾事業特別会計
 - ・水道事業会計
- 「基準財政需要額に算入された公債費等の額」は、地方交付税の算定方法に従って算出された当該年度の算入される額で、事業補正、密度補正等がある。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来返済しなければならない実質的な負債(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の返還に充てることのできる基金の額等を控除し、標準財政規模で除したものである。

これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断するものである。

(単位：千円・%)

| 区 分 | 平成24年度 | 平成23年度 | 増 減 |
|-------------------------------------|------------|------------|-----------|
| 将来負担額 (A) | 28,219,273 | 28,055,114 | 164,159 |
| 地方債の現在高 (a) | 20,431,606 | 20,349,322 | 82,284 |
| 債務負担行為に基づく支出 (b) | 326,277 | 127,644 | 198,633 |
| 公営企業債繰入見込額 (c) | 4,471,041 | 4,435,322 | 35,719 |
| 退職手当負担見込額 (d) | 2,839,516 | 2,982,361 | △ 142,845 |
| 設立法人の負債額等負担見込額 (e) | 150,833 | 160,465 | △ 9,632 |
| | | | |
| 充当可能財源等 (B) | 19,024,738 | 18,516,257 | 508,481 |
| 充当可能基金 (f) | 3,159,133 | 3,068,416 | 90,717 |
| 充当可能特定歳入 (g) | 596,741 | 518,687 | 78,054 |
| 基準財政需要算入見込額 (h) | 15,268,864 | 14,929,154 | 339,710 |
| | | | |
| 標準財政規模 (C) | 12,878,572 | 12,690,779 | 187,793 |
| | | | |
| 算入公債費の額 (D) | 1,460,825 | 1,451,431 | 9,394 |
| | | | |
| 将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$ | 80.5 | 84.8 | △ 4.3 |
| | | | |
| 早期健全化基準 | 350.0 | | |

- 1 「地方債の現在高」は、一般会計等が起こした地方債の現在高である。
- 2 「債務負担行為に基づく支出」は、国営土地改良事業に対する負担金、農業災害資金利子補給事業等の支出である。
- 3 「公営企業債繰入見込額」は、水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る地方債の償還に充てるための繰入見込額である。
- 4 「退職手当負担見込額」は、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る特別職並びに一般職の退職手当支給額である。
- 5 「設立法人の負債額等負担見込額」は、市が損失補償した借入金に対する負担見込額である。
- 6 「充当可能基金」は、地方債の償還額等に充てられる基金の額である。
- 7 「充当可能特定歳入」は、地方債の償還額等に充てられる特定の歳入見込額である。
- 8 「基準財政需要額算入見込額」は、地方債に関して、普通交付税の算定方法に従って算出された基準財政需要額として将来算入される額で、一般会計等の公債費及び特別会計が起こした地方債の償還の財源に充てる一般会計等の負担分である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、一般会計等の実質赤字比率に相当するもので、公営企業の資金不足額が事業の規模に対し、どの程度の割合かを示す指標であり、公営企業の経営状態を表すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対する資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があることになる。

(単位：千円・%)

| 会計名 | 区 分 | 平成24年度(a) | 平成23年度(b) | 増減(a)-(b) |
|--------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
| 水道事業会計 | 資金不足額 (A) | △ 1,302,614 | △ 1,229,898 | △ 72,716 |
| | 事業の規模 (B) | 1,245,753 | 1,244,663 | 1,090 |
| | 比率 (A/B)*100 | △ 104.6 | △ 98.8 | △ 5.8 |
| 港湾事業特別会計 | 資金不足額 (A) | △ 49,782 | △ 52,182 | 2,400 |
| | 事業の規模 (B) | 256,335 | 241,400 | 14,935 |
| | 比率 (A/B)*100 | △ 19.4 | △ 21.6 | 2.2 |
| 公共下水事業特別会計 | 資金不足額 (A) | △ 18,878 | △ 18,301 | △ 577 |
| | 事業の規模 (B) | 79,752 | 75,129 | 4,623 |
| | 比率 (A/B)*100 | △ 23.7 | △ 24.4 | 0.7 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 資金不足額 (A) | △ 7,287 | △ 5,823 | △ 1,464 |
| | 事業の規模 (B) | 11,414 | 9,281 | 2,133 |
| | 比率 (A/B)*100 | △ 63.8 | △ 62.7 | △ 1.1 |
| 経営健全化基準 | | 20.00 | | |

※「資金不足額」及び「資金不足比率」は、資金収支が黒字である場合は負の値で表示される。

5 審査のまとめ

以上が平成24年度における健全化判断比率及び資金不足比率審査の概要である。

実質赤字額について、本年度の赤字比率は△4.59%で、一般会計における実質収支額の増加等により前年度より健全な財政運営を示す数値となっている。

連結実質赤字比率について、今年度は国民健康保険事業特別会計の赤字額が増加し、介護、後期、港湾ともに実質収支額が減少したが、水道、下水道、農業集落排水の剰余額が増加したことにより、全体の黒字額が前年度と比べ1億2,267万7千円増加した。比率は△10.09%となっており、前年度より健全な財政運営を示す数値となっている。

実質公債費比率について、単年度比率は10.51%で、前年度より0.61ポイント改善しており、3か年の平均を示す実質公債費比率は10.7%で、前年度より1.4ポイント改善している。これは過年度起債の償還終了により公債費充当一般財源が減少したこと、普通交付税額および臨時財政対策債発行可能額の増加によるものである。

将来負担比率について、今年度は標準財政規模及び充当可能財源等が増加したことにより、比率は80.5%で前年度より4.3ポイント改善している。

資金不足比率について、いずれの会計においても資金不足額及び資金不足比率は黒字を示しており、良好な経営が行なわれている。

本市の健全化判断比率については、法令に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字を示しており、実質公債比率、将来負担比率も早期健全化基準を下回っていることから引き続き良好な状態といえる。今後とも実質公債比率や将来負担比率のさらなる改善を目標に据え、健全で安定した財政運営に努められるよう望むものである。